

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年3月15日(火)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時58分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	両磐地区農民組合連合 代表 千葉太郎 農事組合法人 代表理事 千田幹雄			
出席説明員	なし			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第2号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中 止を求める請願 請願第3号 水田活用の直接支払交付金制度に 関しての意見書提出を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年3月15日

(午後1時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会には参考人の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、請願第2号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願についてを議題とします。

前回の委員会において、請願者に参考人として出席いただき、質疑を行うこととしておりましたので、本日は請願者である両磐地区農民組合連合から代表の千葉太郎さんに参考人としておいでいただいております。

本日の進め方についてでございますが、2月22日の委員会で紹介議員から、請願趣旨の説明は終わっておりますので、それぞれの請願者に対する質疑を行います。

その後、参考人退席後にそれぞれ意見交換を行います。

休憩いたします。

(休憩 13:31~13:31)

委員長 : それでは、再開します。

参考人に対する質疑に入りますが、簡単に自己紹介と、請願の説明をお願いしたいと思います。

千葉参考人。

千葉参考人 : 両磐地区農民組合連合組織の代表ということでまいりました。

よろしく申し上げます。

請願を出させてもらいました。

内容については昨年の米価の下落に合わせて、さらに来年度については水田活用の直接支払交付金の見直しということで、去年の11月あたりに出されたわけですが、その中身は何かと言いますと、いわゆる水田を水田として活用するということは、話としてはわかるような気がするのですが、牧草転作だとか、あるいは、いわゆる稲以外のものに転作という形でシフトしてくれということでの見直しなのですが、特にも旧東磐井地域というのは、牛が多いということもあって、牧草転作がかなりの面積を占めている中で、5年に1度の水張りをしなければならないというような何とか形状的に言えば平場ではなくて、いわゆる沢なものですから、やっと3年目か4年目あたりに畑らしくなってくるというか、牧草がまあまあ取れるようになってくる。

それが大幅に、3分の1に減らされてしまうということでこれは大変だということで、

ぜひ、一関市議会として意見書を提出してほしいということでお願いしました。

話を聞いてみると、ほかにも出されている団体があることはあるのですが、私どももそういった意味では、あまりこう大きく動かすのではなくて、昨年並みということでのお願いで、お願いを出しました。

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止という形ではなくて、見直しを中止するということは、要するに、簡単に言えば、去年からことしにかけて大幅に見直されるわけですが、それをこの時期ではない形で考えていかないとだめなのではないかということで、さらに転作もふえているわけですから、そこを何とかカバーできる方法はないのかなということをやっているところでした。

実際、うちのほうの加盟している法人もそうなのですが、3分の1になりますと、受益者からお借りして耕したりしているわけですが、牧草にしますと借りることによってむしろ赤字になるという状態が今生じています。

それを今どうしようかということで、来年度の経営計画の中でいろいろと話していますが、まだはっきりと決まらないという感じになっています。

甚だ簡単ではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長：ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから質疑がございましたらお願いします。

千田良一委員。

千田（良）委員：御苦労さまです。

私たち、この産業建設常任委員会でも、状況の把握あるいは調査ということをやっているわけですが、そして知り合いから話を聞いたりするのですが、その時にこのようなことを実際に実施されていくなれば、その方は委託というか田んぼを借りてその作業を委託して、大きくやっている方なのですが、そうすると費用の関係になったときに、もうこれではなかなかお金が出せないということで、もうやめるといふ人たちも結構出てくるだろうなというのが、2月初めのころの話だったと思います。

そうしたことも聞こえてくるのですが、現実の話として千葉さんの周辺でことしの作付をもうやめるといふような方はやはり出てきていますでしょうか、いかがでしょうか。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：実は私もここ何年か刈り取りとか、田植えとか、いわゆる耕起作業から始まっているという個人的に頼まれてやっている部分がありますけれども、やはり数件ではあるのですが、来年からもうやめますと。

ではやめてどうするのですかという話をしたら、そのままにしかないと、現実的に受益者の方が行って草を刈ったり整理するのはとてもできなくなっている、高齢化も含めてですけれども、もうやめてしまうと。

できれば、私にやってほしいというようなことも言われているところもあります。

私どもも何とかその辺は荒らしたくないという面があるものですから、何とかしたいとは思ってはいるのですが、今、来年度の経営計画はほぼ出始めて、あるいは一関農業再生協議会のほうに届いていると思うのですが、その辺を見ますと、実は経営計画を出さなかったという方もやはりあります。

そういった意味では、何と言いますか、ますます荒廃してくるというか、そういう感じは持っています。

委員長：ありがとうございます。

齋藤委員。

齋藤委員：牧草の件、私も独自に調査したところなのですが、植えた年というのは大して草が取れないというのがあって2年目からやっと収穫できるということで、今回の見直しなど単年生で3万5000円、永年で1万円と交付金が半分以下になる、今までほとんどの方がコストの関係で永年牧草をやられていたと考えますが、かなり大きいですね。

先ほどコストのお話で恐らく、この値段で田んぼを借りるからこの交付金で払うという、この3万5000円を根拠に賃貸借をされているのではないかなと考えますがそういった部分で借りたほうの農家が手放すということも実際起きていらっしゃるのでしょうか。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：基本的に、今まで牧草転作が3万5000円でやってきているわけですが、令和4年度から単年度刈り取りのみだと1万円に下がるということで、永年生牧草というのは大体二、三年目あたりからやっとまあまあ取れるかなというぐらいの量になってくるはずなのです。

大体6年か7年、8年ぐらいで更新はしていくのですが、5年だといいいところはほとんどないと、すぐまた水張りをして田んぼにしなければならぬけれど、それを今度は乾かすのに大変な状況になるということです。

私の加盟している法人もそうですけれども、今約70町歩ほどあるのですが、その中で約10町歩がやはり牧草転作にしています。

そうすると単純計算で2万円下がるわけですから、200万円の減収になるという形は間違いないのかなと。

それから、あわせて飼料用米もそうなのですが3年契約をすればということで、去年までは1万2000円でやっていたのですが残念ながらそれも外されてくると、6000円、あるいは今度の複数年契約は何もないという形になってくるということで、経営上どういう形にしていくかと、さっき言ったように私どもは、いわゆる受益者から10アール当たり1万円で借りています。

具体的な額を言うとそうなのですが、それで集積して国が25年までには80%の集積をするというあれがあったものですから、それを含めて集積をして、何とか今、運営している段階ですが、ほとんどが、いわゆる、収穫したものと経費をかけた

ものから見ればまるっきり赤字になると。

交付金があって初めて、何とか、プラス・マイナスでちょっとプラスぐらいになるかなというのが今の営農組織の現状です。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：飼料用米のお話をいただきました。

転作の中で一番コストがかからないのが飼料用米と認識しています。

例えば主食用のひとめぼれを植えて、それを飼料用米として出荷をすればもうそれで転作完了なのですが、ただ、価格の問題で、補助金が今まで1万2000円、あとひとめぼれだと収量も限られているので量がたくさんとれる品種を植えて、そうやって収量を確保している農家もあるのですが、飼料用米が一番初期コストがかからないというように考えているのですが、それについてもこの1万2000円の交付金があるからやっているのだという、ほとんどはそういう農家であります。

今度半分に減らされるということで、これについても相当の影響があるのだろうなということで、実際飼料用米とか実際需要者、実需者ですね、畜産農家とかバード養鶏業者とかもあると思うのですが、そういった面でその需要の問題は別としても、多分相当数が取り組まれていると考えるのですけれどもこれについても相当の影響があるのかと考えますがいかがでしょうか。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：確かにそのとおりで、複数年契約で2年目、今度3年目になるのですけれども、3年の複数年契約ということでやってきましたが、ここで半分にまた下がると、やはり約15町歩、16町歩を私どもはやっていきますけれども、単純に10アール掛ける幾らでやってくればお金のほうも下がってくる、半分になるわけですからわかるとは思いますが、いずれそういう状況です。

それともう1つは、さらにことしもある程度減反か、転作をしなければということも含めて考えますと、受け入れ側の、私どもはほとんどJAいわて平泉のカントリーさんをお願いしてやっているのですけれども、いわゆる新種の特定の品種だと、なかなか今度は受け入れをいきなりふやすことができないということもあったりして、これもまた楽ではないなということで、どういう形の経営の計画を組んでいくかというので今苦慮しています。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：どうも御苦労さまです。

先ほど、千田良一委員からありましたように、我々常任委員会としてもこの件に関していろいろ調査もしながら、いろいろなところの話を聞いているところでありました。

今回の請願のところで、いろいろな方々の要望書とかを見て、ちょっと違いということ

ころは先ほど説明されましたけれども、内容はほぼ皆さん一緒なのですけれども、その上で何を国に出すのかというところの部分が、今回で言うと水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求めるということになっているのです。

この趣旨を読んでいくと、この交付対象の水田のことであったり、多年生牧草のことに関して、例えば新たな措置制度を速やかに講じることとか、営農計画を十分に検討するというような、具体的にこれが困っているからこう要望するというのであれば、すぐわかりやすいと思うのです。

というのは、これ自体が国全体の政策として行われていて、これによって水田活用の直接支払交付金自体が見直されると困ると、中止されると困る方々もいらっしゃるって、なぜかという今回拡充されている部分もあって、それによってそれに向けてもう準備もされている方もいらっしゃるってところなのですけれども、そこで改めてお尋ねしますけれどもこのタイトルと趣旨の内容がちょっとかけ離れていると感じるのですが、これについてどのように考えられているのかをお尋ねします。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：中止とか、何となく強い言葉になってしまうということでの話しかなのと思うのですけれども、中身的には要は、一関市議会として国にこういうことだよと、地域ではこうなっているのだということの声を、やはり国に上げてほしいというのが私どもの本音です。

今までいろいろ協力もしてきたし、いろいろ意見を述べてもきたのですけれども、全くそれを全部御破算にして初めからとかというようではなくて、せめて先ほど話したように去年、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのですが大幅に米価が下がった段階で、またさらにそれに追い打ちをかけるような形でやってくるのはいかがなものかと。

確かに5年前から財務省あたりからそういう話が出ていることも知っていました。

このところ3年ぐらいは転作関係の3050億円ぐらい国全体として、これが全然予算として変わっていないのですよね。

その中で今、ますます減らすという形になっているわけですから、要するに主食用米から切りかえてください、あるいは畑地化にしてくださいと。

畑地化も去年までは17万円ほどの畑地化の一時金ではあったのですけれども、ことしはランクをつけると、10万円とか17万円とかという形でその品目によって分けていくという形が今出されてきたのが、いわゆる来年度からの見直しなのですけれども、そういった意味では声を出してほしいのだということでは思っていましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ありがとうございます。

説明のとおりなのがここに書いてあるといいのではないかなと本当に思いました。

だから中身としては進めていくべきものもあつたりとか、拡充されている部分もあつ

たりとかがあって、それに当てはまらない、もしくはうちの地域が大変だというところを我々も賛同して、くみ上げるということは全くもってそうなのですが、この文章だとそれがちょっとタイトルと訴える言葉が離れていまして、先ほど説明されたことが具体的に箇条書きで3項目4項目になったと思います。

それについてこういう理由なのでこういうことを上げてくださいというようにしていただいたほうが、私どももすんなりそうだなと思いましたが、今説明を聞いていてもそうだなと、そういう思いでいるのだなということにはわかりました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この常任委員会でもいろいろな方々と調査活動をしてきました。

J Aいわて平泉の方々にお話しをお伺いしたときに、政府がやっている水田活用の直接支払交付金の中で、前進している部分と言ったらいいのか、ちょっと私的には首をかしげる部分はあるのですが、その新市場の開拓に向けた水田リノベーションという事業があって、条件つきなのでJ Aいわて平泉の方々も、これは農家の方々がするのは大変難しいのではないかと、あと高収入の野菜づくり、高収益作物によって畑地化を加速させる、そういった事業の2点くらいが前進面といわれる部分だとお話しされているのですが、これを一関市の農家の方々が、実践して収益を上げられるような条件があるかどうか、そこら辺をどのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

委員長：千葉参考人。

千葉参考人：5年に1度水田にしなが、今お話しなさったような形を果たしてできるのかというのが、私自身ちょっと首をかしげています。

実はうちの地域で基盤整備の事業も今やっていますけれども、田んぼは立派になるのですが、なかなか畑地化に連作ができるのかなということになるとまだわからないというよりも難しいというか、実際の工事した分で3年目になる部分があるのですが、なかなか畑地にしてすぐ、あるいはいわゆる高収益作物なりなんなり、私どもも大体2町歩ぐらい加工用のトマトを取り入れながら3年ぐらい前から始めているのですが、やはり稲以外というのは湿気にどうしても弱いと、それで今、苦慮しています。

大体採算的には補助金を入れて、それだけで計算してみますとちょっと足が出るという感じであります。

補助金をいただいても、そんな感じでございます。

ですから、新たな形で果たしてという疑問はあります。

委員長：ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 13:55~14:03)

委員長 :再開します。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :ありませんので、参考人に対する質疑を終わります。
千葉参考人、本日はどうも本当にありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 14:04~14:07)

委員長 :再開します。
次に、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願を議題とします。
前回の委員会において、請願者に参考人として出席いただき、質疑を行うこととしておりましたので、本日は請願者である農事組合法人こがねファームから代表理事千田幹雄さんを参考人としておいでいただいております。
お忙しいところ、御足労いただきましてありがとうございました。
請願第3号の参考人に対する質疑に入りますが、簡単に自己紹介と請願の趣旨について御説明をお願いしたいと思います。

千田参考人:千厩地域にあります、農事組合法人こがねファームの組合長をやっています千田でございます。

今回、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書ということの中で、同じく千厩町にあります、農事組合法人おくたま農産の代表理事組合長と連名で請願をしたという内容でございまして、趣旨につきましてはほとんどの方がおわかりかと思えますけれども、今回見直しがありました内容について、これが実施されることによって、法人としてもものすごいダメージを受けると、大きくは戦略作物となっております飼料作物、牧草の分です。

これが千厩地域だけ見ますと約60町歩あるという中で、それで1400万円ほどのマイナス、さらに飼料用米も3年以上の複数年契約が1万2000円だったのですけれども、それが半分になるということなので、6000万円、これら合わせますと膨大な数字になるといった中で、本当に何と言いますか、法人としての存続が危ぶまれるといった部分の中で、幾らかでも請願することによって現場の声をわかってほしいと、できればそれらを撤回までいかなくても再考してほしいといったことから、今回請願を出したといったような、大きくはそういった内容でございまして。

例えば私のところのこがねファームは小さい組合なのですけれども、組合員は124名で、面積は70町歩ほどです。

この中で、1年間の純収入が幾らあるかと言いますと、交付金頼りなのですけれども、これでやっと700万円から800万円程度といった中で今回はその見直しすることによつ

て、マイナスが 400 万円から 500 万円になります。

そうなると 300 万円そこそこ、200 万円から 300 万円そこそこの純収入の中では、本当に大変な状況になるといった中で、今回行動といいますか、請願を出したといったような内容でございますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑を行います。

岩淵委員。

岩淵委員：御苦労さまです。

この意見書の中の一番下に、先ほどもこの説明の中で、水張りに関する再考という言葉を使われたりしておりましたけれども、この水張りに関して言えば、令和 9 年度からのものですけれども、平成 29 年度から水張りをするしないにかかわらず、畦畔や水路を外した水田は交付金の対象とならないと、仮に畦畔や水路を外した水田に交付されている場合、交付金の返還対象となると徹底するということがあった中で、こういったものもあるわけですが、ほかの意見書を見ると、大変なところに対して新たな支援措置を速やかに講じることというような考え方もあるわけではありますが、この再考というところは、その元ある制度に戻すということなのか、それともこういった大変なところに対して、新たな支援制度を考えてほしいということなのか、どちらなのかということをお教えいただきたいと思ひます。

委員長：千田参考人。

千田参考人：本当は撤回という言葉も使いたかったわけですがけれども、撤回となれば元に戻すということになりますけれども、5 年後に水張りをするとしたことの中には畔というかあぜですね、畔をなくしたとかあと用水がないところについては支払いませんよということが、平成 27 年に出してあるというようなことですので、そこら辺をこちらで強引に撤回させるというのは無理かなということの中から、そこら辺の側面の中でできれば再考、もとどおりにならなくてもいいから、5 年間の水張りについては文言の中にもありますけれども、もっと現場を見ていただきながら、恐らく平場も中山間地域も一緒にされていると思うのです。

ところが中山間地域は皆さんおわかりのとおり山が近いので、雨が降ってくると浸透してくるのですよね。

だから乾いたようでも雨が降るとすぐぬかるんで、1 回水を入れたら大変なことになるのです。

畑地に戻すまでに 5 年ぐらいかかると。

逆に、畑地を田んぼにするには、最低でも 3 年かかると数字自体が違ってきますので、よく現場を見ていただきながら再考というか考え直してほしいなというようなことの意味で、再考という表現を使わせていただきました。

委員長 : ありがとうございます。

千田恭平委員。

千田(恭)委員: きょうはお忙しいところありがとうございます。

千田さんのところの団体では、この新しい制度に沿った形で、例えば来年度の計画とか、ここの土地はこういうように変えていくとか何かその対応というのはもうやられているのでしょうか。

委員長 : 千田参考人。

千田参考人: 大きくは、飼料作物、牧草地の3万5000円が1万円になるといった部分で2万5000円のダウンになるわけですがけれども、その部分が非常に大きいわけでごさいます、ただ、それについては問い合わせをしながらやったのですけれども、それを变えるのは難しいのかなということであれば今、畜産農家と話をしながら、1万円だと全然合いませんので本当はやめてほしいのです。

結局、法人の場合は組合員から土地を借りてその土地代を払っているのですけれども、うちは1万円払っているのです。

そして1万円しか交付金がこないとなると、プラス・マイナス・ゼロになります。

さらに土地改良区の10アール当たり賦課金が2000円から2300円するので、この部分は法人のほうで持ち出しになるのです。

それと共済の掛金とかそういったもろもろで大体5000円くらいかかる。

5000円くらいが法人で持ち出しになると、できれば畜産農家からはやめてほしかったのですけれども、これもやはり畜産農家としてはそれを牛の餌として計算していますので、しかも、それに対する肥料も注文しているということがありますので、やめる人はやめてくださいよということをやったのですけれども、1人もやめる人はいませんでした。

その中で現状のまま、まずこの1年間はやるということです。

あと水張りの関係もありましたので、今13町歩ぐらいあるのですけれども、単純に5分の1を一気に水を張るとなったら大変な作業になるのです。

主食用米をやめて転作しなさいと始まって25年ぐらいになります。

その時からずっと牧草にしていたところは、うちのほう、畜産農家でやめたところに対して、ことしは5反歩、去年は1町歩と少しずつ少しずつ田んぼに変えてきているのです。

ところがそこに水を張った場合、ほとんどが上くろと下くろとあるのですけれども、下くろ上くろがまだ水がいっぱいにならないのに、下くろが超えてしまっているのです。

ほとんど自然に下がっているのですね。

そんなことで、ほとんど建設会社を頼んで、土を寄せてくろをつくってそれからやっているのです。

そういうことで、一気に5年後にこの制度が絶対やらないとだめですよとなった時に、一気に13町歩、そういう作業をやれば、莫大な費用がかかるということの中で、単純に

5分の1ずつ、2町歩か3町歩くらいやりましょうということで畜産の方に一度配付をしました。

ことは水を張るからということにしたのですが、さっきも言いましたけれども、いろいろこう回答がくる中で、ちょっとこう流動的などころが見えてきたのですよね。

そんな中で、ことは様子を見るかという中で、一番大きいのはことしそのままやることにしました。

それからさっき言った飼料用米です。

これはことしから新たにする部分についてはゼロ、複数年契約の1万2000円が6000円、去年、一昨年の方については6000円になって、ことし新たにするとところがゼロなのですけれども、それでも主食用米をやるよりは飼料用米にしたほうがまだいいかなというのは、例えば一関市で言えば、南と東でとれる単収も違うと思いますけれども、千厩地域のほうでは、大体10アール当たり450キログラムです。

主食用米450キログラムで去年の単価を掛けると、10アールから7万円の収入しかないという中で、じゃあ幾らかかるよということで、計算してみますとうちのほうは11万円ほどかかります。

そうすると、やればやるだけ3万5000円から4万円ほど、赤字になっていくということの中で、主食用米は最低の面積だけにして、あとは飼料用米にしましょうと。

まだ量を確保すれば、まだ11万円ぐらいいは入ってくるといった中で、飼料用米に転嫁することによって主食用米のマイナス部分をカバーしましょうと、カバーにはならないのですがマイナス部分を減らしましょうというようなことで、ことは動いています。

委員長：千田恭平委員。

千田（恭）委員：ありがとうございました。

そういう状況というのはわかりました。

ちなみにきょうはお見えにならないけれども、もう1人の請願者のおくたま農産のほうは、やはり飼料用米メインでやっているような感じなのでしょうか。

もしおわかりになれば教えてください。

委員長：千田参考人。

千田参考人：おくたま農産は、うちのほうの3倍ぐらいいやっています。

そんなところで、うちは13町歩ですので、おくたま農産では飼料用米は40町歩ぐらいいやっています。

委員長：ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 14：22～14：56）

委員長 :再開いたします。
ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :ないようですので、以上で参考人に対する質疑を終了いたします。
千田参考人、本日はお忙しい中大変ありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 14:56～14:56)

委員長 :それでは再開いたします。
ただいま、参考人のお2人の方から説明をいただきましたが、今後の進め方について協議したいと思います。
いずれ先ほど休憩中にも申し上げましたが、この件につきましてはできるだけ速やかに意見書を上げるというのが趣旨だろうというように思います。
それで、参考人の方々に再度組織に持ち帰って協議していただく事項もございますので、それらの状況を見ながら次回の委員会を開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、よろしく願いいたします。
以上で、請願第2号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願について、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願について、本日の審査を終わります。
以上で、本日予定した案件を終わります。
そのほか、皆さんからごいませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :ないようですので、以上で、本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(午後2時58分 終了)